

相模原市フォスタリング（里親養育包括支援）事業業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

業務委託の目的

全ての子どもは、適切に養育され、その生活を保障されること、また、心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることなど、等しく保障される権利を有している。

このため、子どもを家庭において養育することが困難な場合又は適当でない場合にあっては、家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、特別養子縁組や里親又は小規模住居型児童養育事業を行う者（以下「里親等」という。）への委託を一層推進することが重要である。

このため、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における研修、子どもと里親のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一貫した里親支援（以下「フォスタリング業務」という。）及び養子縁組に関する相談・支援を専門的なスキルを持つ民間団体への業務委託により総合的に実施し、里親等への委託をより一層推進することを目的とする。

第1章 プロポーザル参加に関する手続き等

1. 業務概要

（1）件名

相模原市フォスタリング（里親養育包括支援）事業業務委託

（2）業務内容

別紙「相模原市フォスタリング（里親養育包括支援）事業業務委託仕様書」のとおり

（3）契約期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

（4）履行場所

相模原市内

（5）契約上限金額

令和8年度 55,483,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和9年度 53,725,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和10年度 56,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※契約上限金額については予算議決前のため想定額となります。

2. スケジュール

参加申込書・質問書受付期間	令和8年1月16日（金）から 1月27日（火）午後5時まで
参加資格確認結果通知日	令和8年2月3日（火）
質問書回答期限	令和8年2月3日（火）頃
企画提案書等提出期限	令和8年2月9日（月）午後5時まで

プレゼンテーション実施日	令和8年2月下旬
選定結果通知日	令和8年3月上旬
契約締結	令和8年4月1日

3. 問合せ及び提出先

〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号
 こども若者未来局こども家庭支援部こども家庭課
 電話 042-769-9811 FAX 042-759-4395
 メールアドレス：kodomokatei@city.sagamihara.kanagawa.jp

4. 必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

- (1) 神奈川県内に活動拠点のある法人格を有する団体であること。
- (2) 里親支援業務（「相模原市フォースタリング（里親養育包括支援）事業業務委託仕様書」における「4. 委託業務内容」の（1）から（4）までの事業のいずれか）の実績、又は社会的養護等に関する活動実績が5年以上あること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (4) 相模原市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成8年4月1日施行）に基づく指名停止期間中でない者。
- (5) 相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31号。以下「市暴力団排除条例」という。）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められないこと。
- (6) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下「県暴力団排除条例」という。）第23条第1項に違反したと認められないこと。
- (7) 県暴力団排除条例第23条第2項に違反したと認められないこと。
- (8) 市暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと、又は参加する者の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと。
- (9) 宗教活動を目的とした団体でないこと。
- (10) 政治活動や特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。

5. 参加手続等

(1) 参加の意思表示のために必要な書類の提出

本プロポーザルの参加希望者は、次により本プロポーザルの参加の意思表示のために必要な書類の提出をしてください。

ア 受付期間 令和8年1月16日（金）から令和8年1月27日（火）午後5時まで（必着）

イ 提出先 「3. 問合せ先及び提出先」参照

ウ 提出方法 持参、郵送又は電子メール（添付ファイルにパスワードを設定してください）

※郵送又は電子メールの場合は必ず提出先まで電話連絡を行ってください。

※持参の場合は開庁日の開庁時間に限ります。

エ 提出書類

- (ア) 参加申込書（第1号様式） 1部
- (イ) 暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書（第2号様式） 1部
- (ウ) 役員等氏名一覧表（第3号様式） 1部
- (エ) 企業、団体の定款、規約、会則等 1部
- (オ) 里親支援業務又は社会的養護等に関する活動実績報告書（第4号様式） 1部
- (カ) 貸借対照表、損益計算書 1部

（2）参加資格確認結果通知書の送付

参加意思確認書の提出者について、資格要件を満たしているかどうかの確認を行い、結果について以下のとおり通知を行います。

通知日 令和8年2月3日（火）

送付方法 電子メール

（3）質問書の提出及び回答

質疑がある場合は、次により相模原市フォスタリング（里親養育包括支援）事業業務委託質問書（第5号様式）（以下「質問書」という。）を提出してください。質問内容及びその回答は参加者全てに電子メールにより通知します。なお、質問事項がない場合は質問書の提出は不要とします。

ア 提出期間 令和8年1月16日（金）から令和8年1月27日（火）午後5時必着

イ 提出先 「3. 問合せ先及び提出先」参照

ウ 提出方法 電子メール

※メールのタイトルは「相模原市フォスタリング事業業務委託質問書」としてください。

※電話、口頭など電子メール以外の手段による質問は一切受け付けません。

※指定メールアドレス以外へ送信した質問は無効とします。

エ 回答日及び方法 令和8年2月3日（火）頃 電子メールで参加者全員に送付します。

6. 参加資格の喪失

参加意思確認書の提出期限の日から受注候補者の選定の日までの間に次のいずれかに該当することになった場合には、以後の本件に関する手続きの参加資格を失うものとします。

- (1) 「4. 必要な資格」に規定する当該業務委託に係る参加資格の全ての要件を満たす者ではなくったとき
- (2) 提出した書類等に虚偽の記載をしたとき

第2章 業務に関する事項・企画提案について

1. 業務概要等

別紙「相模原市フォスタリング（里親養育包括支援）事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

2. 企画提案について

（1）企画提案書等の提出について

ア 提出書類

- (ア) 企画提案書（第6号様式）
- (イ) 参考見積書（第7号様式）
- (ウ) プレゼンテーション用資料（任意様式）

※（ウ）は、プレゼンテーションにおいて必要な場合に提出してください。

イ 提出部数 各10部（正本1部、副本9部）

※正本には事業者名を記載すること

※副本9部については、事業者名及びロゴマーク等事業者名を推定できる記載はしないこと。なお、当該記載があった場合には、発注者において提案者の許可なく当該部分を黒塗りにし、審査の資料とすることがあります。

ウ 提出期限 令和8年2月9日（月）午後5時（必着）

エ 提出先 「3 問合せ先及び提出先」参照

オ 提出方法 持参又は郵送

※郵送の場合は必ず電話連絡を行ってください。

※持参の場合は開庁日の開庁時間に限ります。

（2）企画提案書等の作成方法

ア 企画提案書により、別紙1「相模原市フォオスタリング（里親養育包括支援）事業業務委託事業者評価基準」を参考に作成すること。

イ 企画提案書はA4判縦用紙に横書き、両面印刷、左綴じでホチキス止めとする。

ウ フォントサイズは11ポイント以上とする。

エ ページ番号を振ること。

オ プレゼンテーション用資料は、アからエまでに準じますが、A4判横用紙でも可とします。

（3）参考見積書の作成方法

ア 参考見積書により作成すること。

イ 参考見積書は令和8年度から令和10年度まで年度ごとに作成すること。

（4）無効となる企画提案書

以下に該当する提案は無効とします。

ア 参加資格を有しない者の提案

イ 参考見積金額が、契約上限金額を超える提案

ウ 虚偽の記載をした提案

エ プレゼンテーションに出席しなかった者の提案

（5）企画提案書等の取扱い

ア 企画提案書等の作成、提出等に係る費用は提案者の負担とします。

イ 提出された企画提案書等は、本プロポーザル方式における受注候補者の選定以外の目的では使用しません。

ウ 企画提案書等は、「相模原市情報公開条例」等関連法令に基づく情報公開請求がなされた場合又は本市が企画提案書等の公表が特に必要と判断する場合には、原則としてその全部を公開し、又は公表するものとします。例外的に、提案者の技術力やノウハウ等、公開又は公表により、提案者の正当な利益を害する情報がある場合には、本市の判断で非公開とするものとします。なお、公開し、又は公表する場合の企画提案書等の使用に関する費用は無償とします。

エ 提出された書類は、選定又は公開等の際に、全部又はその一部の複製を作成することがあります。

す。

- オ 企画提案書等の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがあります。
- カ 企画提案書等の提出は1者につき1案のみとします。
- キ 提出された企画提案書等は返却しないものとします。

第3章 審査の手続き及び受注者の選定

1. 企画提案書の審査

企画提案書等の審査は、市が設置した相模原市フォスタリング事業業務委託受託候補者選考委員会にて行います。

2. プレゼンテーションの実施

(1) 日時

令和8年2月下旬

詳細については対象者に別途連絡します。

(2) 会場

市が指定する会場

(3) 内容等

プレゼンテーションは、提案内容に対する確認や補足説明を主な目的とし、提出された企画提案書等により実施します。出席者は3名以内とし、時間は30分程度（説明20分、質疑10分程度）とします。

3. 評価基準

別紙「相模原市フォスタリング（里親養育包括支援）事業業務委託事業者評価基準」に基づき採点を行い、合計点の高い提案をした法人を選考します。合計得点が同点の場合は、評価基準のうち「3. 事業の実施内容」の合計得点が高い提案者を受注候補者として選定します。それでもなお、同点の場合は委員で票決します。なお、評価基準の項目について1つでも0点がある場合には、受注候補者にはなれません。

4. 受注候補者の選定

- (1) 提出された企画提案書等を審査し、最も優れている提案者を受注候補者として選定し、全ての提案者に対して、令和8年3月上旬頃（予定）までに、結果を書面により通知します。
- (2) 受注候補者と契約締結に向けた必要な協議を行います。なお、この協議において、受注候補者からの企画提案書の内容の変更は、原則として認めません。
- (3) 受注候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たな受注候補者として手続を行います。
- (4) 審査の結果、いずれの提案も履行を確保できないと見込まれる場合、受注候補者を選定しない場合があります。

5. 選定の取消

受注候補者が、選定の日から契約締結の日までの間に、次のア又はイに該当することになった場合には、当該プロポーザル方式における受注候補者としての選定は取り消すものとし、契約締結は行わないものとします。この場合、次順位の者を新たな受注候補者として手続きを行うものとします。

ア 第1章「4. 必要な資格」に規定する当該業務委託に係る参加資格の全ての要件を満たす者でなくなったとき。

イ 提出した書類に虚偽の記載をしたとき。

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語は日本語とします。

(2) 本契約において使用する通貨は日本円とします。

(3) 本契約において契約書の作成を要します。

(4) 企画提案の内容については、履行の義務が生じるものとします。

(5) 参加意思確認書及び企画提案書の提出に関わらず、いつでも参加を辞退することができます。ただし、企画提案書の選定後は原則として棄権することができないものとします。また、選定された権利を他社に譲渡することはできないものとします。

(6) 参加を辞退した場合でも、これを理由として以後の本業務以外にかかる選定等について不利益な取り扱いを受けるものではありません。

(7) 本プロポーザルの参加等に要する費用は、提案者の負担とします。

(8) 企画提案書提出後において、原則として企画提案書に記載された内容の変更は認めません。

(9) 業務内容の詳細及び仕様書は、受注候補者と相模原市との協議の上で決定します。

(10) 以下に該当した場合は失格とします。

ア 参加意思確認書及び企画提案書の提出やプレゼンテーションに遅延した場合。ただし、やむを得ず遅延することが明らかに認められる場合等、正当な理由がある場合はこの限りではありません。

イ 参加意思確認書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合。

ウ この文書に記載した諸条件に違反した場合。

エ その他、公正な選定に支障をきたすと認められる行為等、委託候補者としてふさわしくない行為があつたと認められる場合。

(11) 税理士又は公認会計士による申請団体の経営状況の確認を行います。